

訪問介護 料金表

区分	サービス提供時間帯	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上30分を増すごと	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	1割負担	2,500円	250円	3960円	396円	5790円	579円	840円を加算	84円を加算
	2割負担		500円		792円		1,158円		
	3割負担		750円		1,188円		1,737円		
生活援助	サービス提供時間帯	20分以上 45分未満		45分以上					
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額				
	1割負担	1,830円	183円	2,250円	225円				
	2割負担		366円		450円				
3割負担	549円		675円						
加算	【早朝 6:00～8:00】【夜間 18:00～22:00】上記の料金の25%加算 【深夜 22:00～6:00】上記の料金の50%加算								

サービス名称	サービス内容	基本利用料（1月あたり）	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
訪問型サービス（独自）Ⅰ	週1回程度サービスが必要とされた場合（事業対象者・要支援1・2）	11,760円	1,176円	2,352円
訪問型サービス（独自）Ⅱ	週2回程度サービスが必要とされた場合（事業対象者・要支援1・2）	23,490円	2,349円	4,698円
訪問型サービス（独自）Ⅲ	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合（事業対象者・要支援2）	37,270円	3,727円	7,454円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間（20～30分程度以上）を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。（例）乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合等。

例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

※ 要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

